

第 8 回総務産業常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 8 年 1 0 月 2 0 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案審査
出席委員	東川孝義、山崎真由美、遠藤隆男、川村幸栄、清水一夫、水間健詞				
委員外議員	なし				
欠席委員	中畠孝幸				

審査及び報告事項

- 【1】 令和 8 年第 3 回定例会議案第 9 号「公立大学法人名寄市立大学定款の制定について」
 【2】 令和 8 年第 3 回定例会議案第 10 号「公立大学法人名寄市立大学第 1 期中期目標の制定について」

委員会付託議案を一括で審査

総合政策部大学法人化準備室より、公立大学法人名寄市立大学第 1 期中期目標（案）の策定経過について、次のとおり説明を受けた。

1、中期目標策定に向けた経過

- 5 月 29 日 学長に中期目標（素案）に対する意見聴取を依頼
- 6 月 22 日 名寄市立大学 意見聴取（意見書提出）
- 7 月 13 日 第 2 回名寄市公立大学法人評価委員会 意見聴取
- 8 月 3 日 第 5 回名寄市立大学法人移行推進委員会 中期目標（案）確定

2、6 月 22 日に名寄市立大学から提出された意見

- ① 前文の「研究」に対する考え方について
真理の探究と地域課題の研究の両立を目指すことを目標とする。
- ② 教育研究上の基本組織である教養教育部の位置付けについて
教養教育部は図示するのではなく文書表現とする。
- ③ 人材養成について
人材像の明確化を図り、「多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに」を加筆
- ④ 教育内容について
連携・協働の基礎力を学ぶために「学科横断型の多職種連携教育」を行う。
- ⑤ 学生確保に関する目標
養成する人材像に基づき、入学者受け入れ方針を明確化
- ⑥ 研究に関する目標
学術と地域課題という二本立てと、基礎研究領域の視点を加味
- ⑦ 地域連携・地域貢献に関する目標

地域の諸主体と教育研究の推進について連携

⑧ 適正な人事評価制度に関する目標

第1期中期目標期間中に検討し実施

3、法人評価委員会から提出された意見
素案から大きな変更を行う必要はない。

〈主な質疑及び答弁要約〉

- 1 Q 教育研究上の基本組織の表記として、「また、教養教育部を置く。」としたのは。
- 1 A 1学部4学科が表に出ているが、存在として教養教育部があるため、文言で記載し並列に置くこととした。
- 2 Q 「学術研究」の文言が公立大学法人ではあまり見られないとのことであるが、今後の大学院設置も考え、どのような意見があったのか。
- 2 A 国立大学では「学術研究」を重要視しているが、公立大学では文言記載がほとんどない。法人評価委員会の中で、「専門的な研究」と記載した方がわかり易いとの意見があった。実際に大学院ができた後、中期計画の中で対応していく。
- 3 Q 定款について、理事長と学長を別置することとしたのは。また、理事長の任命はどのように行われるのか。
- 3 A 教育研究に特化したトップと経営に特化したトップ、それぞれを分ける必要があることから別置とした。理事長については、設置団体の市長が任命する。
- 4 Q 学長選考会議の進め方は。
- 4 A 学長選考にあたっては、選考機関が自らの権限と責任を持って学長選考を行い、広く学内外から選考するとしている。
学長選考会議が主体的に選考を行うことが明記されており、学長はそれぞれの審議機関から選出された代表によってしっかり議論して選ばれる。そのため投票は実施しない。
- 5 Q 理事長の公募については。
- 5 A 理事長の公募については、地方独立行政法人法第14条に記載されているが、第71条では特例が設けられ、公募条件が外されている。
- 6 Q 学長がどの様に決まっていたのか、透明性確保は。
- 6 A 学長選考会議の中でルールを決めていくが、学長選考にあたって名寄市立大学に必要な学長像をしっかりと定めた上で公募をかける。
- 意見 名寄市民の大学とおさえがある。よくわからない中で決まってしまうことがない様に願う。
- 7 Q 教授会の位置付けは。
- 7 A 現在は市直営の大学であり、教育公務員特例法などが適用されている。名寄市立大学には評議会がないので、教授会の中で全て議論され決定している。
今後法人化された後は、教育公務員特例法外となるが、入学・卒業・学位授与・教育研究のカリキュラムなどについては意見を述べることになる。また、学長から求められるものについては進言する形となり、法律に基づいた教授会として運営される。
- 8 Q 中期目標が決まった後の中期計画作成について、法人化された後の体制はどうなるのか。
- 8 A 法人化された後、中期目標の管理は設置団体で設定したものであることから管理していく。中期計画については、大学が設立された段階の理事会で決定される。
- 9 Q 定款第1章総則（目的）第1条について、参考とした公立大学法人の中には「国際社会における」「国際的な視野をもつ」など、グローバルな社会を目指して大学の果たす役割についての文言が記載されているが、この点についての考え方は。

9 A 現状の市立大学が20年間培ってきたものをしっかり引き継ぐことを前提としたため、現状の目的を中心に組み立てた。今後やっていかなければならないことは承知していることから中期目標には掲げている。

以上で第8回総務産業常任委員会を終了

報告者 総務産業常任委員会副委員長 山崎 真由美